

転出届や証明書などの交付手続きは郵送をご利用ください

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う窓口の混雑緩和のため、協力をお願いします。

①郵送による転出届が可能です

守口市から他市へ住所を異動する場合は、転出届(転出証明書の発行)を郵便で請求することができます。

②転入・転居届などの届出期間

転入、転居、世帯変更などの届出は、法律により事由(引越など)が生じた日から14日以内に行われなければなりません。感染拡大防止のため来庁できず、届出期間を過ぎてしまっても期間内の届出と同様の取り扱いとします。

③各種証明書の郵送請求・申請書などの事前作成

各種証明書(印鑑登録証明書を除く)を郵便で請求することができます。

また、来庁にて各種証明書を請求される場合、あらかじめ申請書を事前に作成することで来庁時の滞在時間を短くすることができます。

申請書は市ホームページからダウンロードできます。

④コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを所持していれば、各種証明書をコンビニなどマルチコピー機設置の店舗にて取得することができます。

⑤マイナンバーカードの継続利用

マイナンバーカードを所持している人が転出届に記載した転出予定日(異動日)を30日経過しても転入の届出

を行わなかった場合、マイナンバーカードは失効することになりますが、当分の間、転出予定日(異動日)から60日までは、マイナンバーカードは失効せず、継続して利用することができます。

⑥マイナンバーカード電子証明書の更新

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限を迎える人に地方公共団体情報システム機構から有効期限のお知らせが送付されています。

有効期限を過ぎた場合は、コンビニ交付サービスなどの電子証明書を利用したサービスが利用できないため、更新の手続きが必要ですが、有効期限を過ぎた後でも、新しい電子証明書を搭載することができます。電子証明書を急いで必要としない場合は、混雑時の来庁を避けてください。

注本記事は、4月末現在の情報です。現在と制度が異なる場合があります。詳しくは市ホームページなどを確認してください。

問総合窓口課

①②⑤⑥異動・マイナンバーカードについて

TEL06-6992-1530

③証明書郵送請求について

TEL06-6992-1569

④コンビニ交付について

TEL06-6992-1525

古布の排出はお控えください

市では、家庭で不要になった古着・布類を「古布」として月2回の「古紙・古布」の収集日に収集しています。

古布は、大半は海外に輸出され、リサイクルされていますが、新型コロナウイルスの影響で輸出できず、流通が滞り、このまま収集を続けると資源としてリサイクルすることが難しくなります。

ご迷惑をおかけしますが、「古紙・古布」の収集日での古布の排出やクリーンセンターへの持ち込みを控えてください。協力をお願いします。

なお、最新の状況は、市ホームページでお知らせします。

問廃棄物対策課

TEL06-6991-3840



身体障がい者手帳などの交付方法の変更

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請手続きを郵送で受け付けます。また、申請をされた後、大阪府で発行された手帳の配布方法についても、当面の間、次のとおり郵送に変更します。

対象の手帳

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳

内容	変更前	変更後
交付案内通知	交付案内通知を市から発送	通知とともに手帳・受領書を市から発送
手帳の受け取り	自宅に届いた交付案内通知を障がい福祉課に持参し、窓口で受け取り	書留郵便により、 自宅 で受け取り
受領書の提出	なし	受領書を市に返送

※療育手帳については、申請時に写真がない場合、従前どおり窓口まで受け取りに来てください。

問障がい福祉課

TEL06-6992-1630 **FAX**06-6991-2494

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金

国民健康保険の被保険者における被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱等の症状があり、感染が疑われる人は、傷病手当金が支給される場合があります。

支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

適用期間

令和2年1月1日～9月30日(水)の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで)

傷病手当金の給付を希望する人は、**まずは必ず電話**で保険課まで相談してください。

問保険課

TEL06-6992-1545

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、国民健康保険料が減免される場合があります。

まずは必ず電話で問い合わせください。

なお、手続きのための来庁は必要ありません。郵送での手続きとなります。

問保険課

TEL06-6992-1545



緊急小口資金・総合支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した人に対し、必要な生活費用などの貸し付けを実施します。

問コロナ特例貸付コールセンター

TEL06-6776-2232

受付 9:15～17:00(土・日、祝日を除く)

問守口市社会福祉協議会(申込み)

TEL06-6992-2715



住居確保給付金

休業などに伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないものの同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている人に対して、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

詳細は相談してください。

問くらしサポートセンター守口

TEL06-6998-4510

